

評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青桐会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下役員等という。）の報酬・退任報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、会議の開催毎に一人当たり3,000円に乙欄税額を上乗せした額とする。（税引き額3,000円を手渡し額とする。）

(支給日)

第4条 報酬の支給日は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催日、並びに監事による監査、及び行政による指導監査の立会、及び入札立会の日とする。

(退任に係わる報酬)

第5条 役員等には、退任に係わる報酬を支給する。

2 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

(退任に係わる報酬の額)

第6条 在任期間により、一人当たり100,000円の範囲内で支給する。
ただし、その額は、その都度理事会において決定する。

(退任に係わる支給日)

第7条 退任報酬の支給日は、役員退任後速やかに行う。

(費用弁償)

第8条 役員等には、理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(費用弁償の額)

第9条 費用弁償の額は、旅費規程を準用する。

(支給日)

第10条 費用弁償の支給日は、「旅費支払請求書及び領収書」が出された日とする。

附 則

1. この規程は、平成29年10月29日に制定する。

(本規程の制定に伴い、役員等報酬および費用弁償規程は廃止する。)

2. 平成30年 6月21日より改定し施行する。(第3条改定)